
今月のテーマ 少額投資非課税制度(NISA)について

平成 26 年より少額投資非課税制度(以下「NISA」といいます。)が始まります。この制度は購入金額が年間 100 万円までの上場株式等にかかる配当、売却益については、購入から 5 年間非課税となる制度です。今回はこちらの制度についてご紹介します。

1. 現行の上場株式等の課税制度の概要

		～平成24年	平成25年	平成26年～平成29年	備考
上場株式	配当金の源泉徴収税率	10% (所得税7%、住民税3%)	10.147% (所得税7.147%、住民税3%)	20.315% (所得税15.315%、住民税5%)	総合課税・申告分離課税・申告不要制度あり
	売却益の税率	10% (所得税7%、住民税3%)	10.147% (所得税7.147%、住民税3%)	20.315% (所得税15.315%、住民税5%)	

※平成25年以降の所得税には復興特別所得税が含まれます。

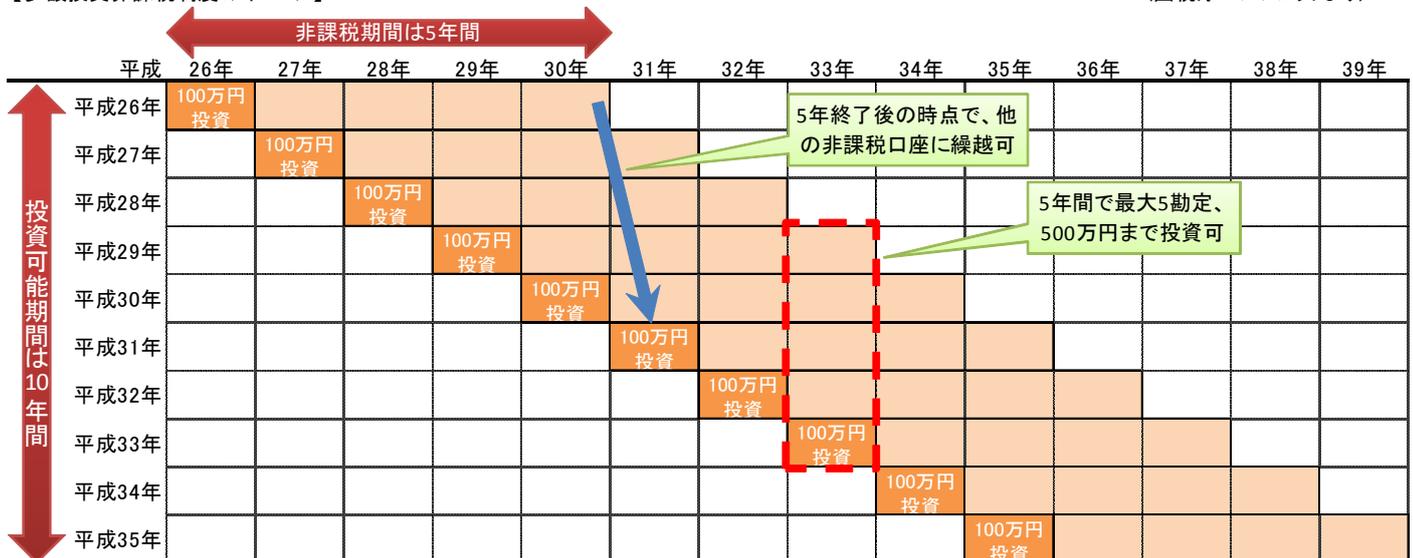
2. NISAの概要

平成 26 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの間に、20 歳以上の居住者等が金融機関等に開設した少額投資非課税口座(以下「NISA 口座」といいます。)内で管理される上場株式等について、NISA 口座を開設した年以後 5 年以内に得た配当や売却益については非課税となります。

なお、NISA 口座に受け入れられる上場株式等は、その口座を開設した日からその年の 12 月 31 日までの期間内に受け入れられたものの取得価額の合計額が 100 万円までであるもの等に限られます。

【少額投資非課税制度のイメージ】

(国税庁パンフレットより)



3. NISAの注意点

- NISA 口座の開設は、すべての金融機関を通じて 1 人 1 口座の開設となります。
- 対象となる株式等には例えば上場株式、証券投資信託等が対象となり、公社債、公社債投資信託等は対象となりません。
- 現在の特定口座・一般口座から NISA 口座への株式等の移管はできません。
- NISA 口座で売却損が生じた場合においても繰越はできません。また NISA 口座と他の特定口座・一般口座の損益通算はできません。
- その年に非課税額が使いきれなかったとしても、翌年以後にその残った非課税額を繰り越すことはできません。
- NISA 口座から払出をした場合の上場株式等の取得価額は、その払出日におけるその上場株式等の時価となります。